

北海道子育て支援員研修委託業務実施要領

1 目的

子ども・子育て支援新制度では、地域ニーズに応じた小規模保育等の多様な子育て支援の充実を図ることとされ、これに伴う、必要な人材を確保するため、北海道子育て支援員研修（以下「研修」という。）を受講した者が、新たに保育や子育て支援事業等に従事できるよう、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発 0521 第18号、第三次改正 平成31年3月29日子発 0329 第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）及び「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」（平成27年5月21日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課研修・研究助成係事務連絡）（以下「留意事項通知」という。）に基づき研修を実施し、修了証書を交付することにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に必要な知識や技能等を修得したことを認め、子育て支援員の養成並びに資質の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体等

(1) 実施主体

実施主体は北海道（以下「道」という。）とし、事業を適切に運営できると認められる事業者に事業を委託する。

(2) 事業者の選定方法

委託業務に係る総合評価一般競争入札を実施し、企画提案書の提出に基づき審査の上、決定する。

3 委託業務の概要

(1) 研修の企画・運営

- ① 研修の日程、会場等の設定
- ② 研修の内容の企画及び講師の選定
- ③ 研修開催案内の作成
- ④ 受講申込みの受付
- ⑤ 受講者の決定及び受講決定、開催通知等の送付
- ⑥ 研修で使用する資料、研修レポート又はチェックシート（以下「研修レポート等」という。）の作成
- ⑦ 研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- ⑧ eラーニングのシステム構築、コンテンツの作成
※既にシステムの構築及びコンテンツの作成ができている場合は除く。
- ⑨ 研修当日の運営、受講者本人確認
- ⑩ 研修レポート等の取りまとめ
- ⑪ 研修受講者名簿、修了者名簿、受講状況確認一覧の作成
- ⑫ 研修実施後の実績報告書の作成

(2) 研修修了者に対する修了証書等の作成、交付

4 事業内容

(1) 研修対象者

育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者

- ① 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）の家庭的保育補助者
- ② 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）B型の保育士以外の保育従事者
- ③ 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）C型の家庭的保育補助者
- ④ 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）（利用定員19人以下）の保育士以外の保育従事者
- ⑤ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）の専任職員（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「利用者支援事業の実施について」の別紙「利用者支援事業実施要綱」4（3）に定める母子保健型に従事する者を除く。）
- ⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（児童福祉法第6条の3第2項）の補助員
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）の専任職員

- ⑧ 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の一般型（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「一時預かり事業の実施について」別紙「一時預かり事業実施要綱」（以下「一時預かり事業実施要綱」という。）4（1）の保育士以外の保育従事者
- ⑨ 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の幼稚園型（一時預かり事業実施要綱4（2）④ア）の保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者
- ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（児童福祉法第6条の3第14項）の提供会員
- ⑪ 社会的養護関係施設等（児童福祉法第6条の3第1項、第3項及び第8項、第6条の4並びに第7条第1項（助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く）の補助的職員等
- ⑫ 仕事・子育て両立支援事業（子ども・子育て支援法第59条の2第1項）のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業の保育士以外の保育従事者

(2) 研修項目・科目及び研修時間数等

国要綱及び留意事項通知に定める次の内容を基本とする。

ただし、全てのコースを実施できない場合は、基本研修、専門研修のうち地域保育コース（共通科目及び選択科目（地域型保育））及び地域子育て支援コース（利用者支援事業（基本型））の実施を必須とし、そのほかの専門研修については、選択して実施することも可能とする。

なお、科目の一部免除の取扱は、国要綱及び留意事項通知に基づくものとする。

区分	科目	時間数【単位:時間】	形式
基本研修		8.0	
	①子ども・子育て家庭の現状	1.0	オンライン
	②子ども家庭福祉	1.0	オンライン
	③子どもの発達	1.0	オンライン
	④保育の原理	1.0	オンライン
	⑤対人援助の価値と倫理	1.0	オンライン
	⑥児童虐待と社会的養護	1.0	オンライン
	⑦子どもの障がい	1.0	オンライン
	⑧総合演習	1.0	集合、オンライン、またはレポート
専門研修			
地域保育コース			
共通科目		14.0	
	①乳幼児の生活と遊び	1.0	オンライン
	②乳幼児の発達と心理	1.5	オンライン
	③乳幼児の食事と栄養	1.0	オンライン
	④小児保健Ⅰ	1.0	オンライン
	⑤小児保健Ⅱ	1.0	オンライン
	⑥心配蘇生法	2.0	集合
	⑦地域保育の環境整備	1.0	オンライン
	⑧安全の確保とリスクマネジメント	1.0	オンライン
	⑨保育者の職業倫理と配慮事項	1.5	オンライン
	⑩特別に配慮を要する子どもへの対応（0歳～2歳児）	1.5	オンライン
	⑪グループ討議	1.5	オンライン、または集合
選択科目・地域型保育		6.0+実習2日	
	①地域型保育の概要	1.0	オンライン

②地域型保育の保育内容	2. 0	オンライン
③地域型保育の運営	1. 0	オンライン
④地域型保育における保護者への対応	1. 5	オンライン
⑤見学実習オリエンテーション	0. 5	オンライン
⑥見学実習	2日	講義代替可能
選択科目・一時預かり事業	6. 0+実習2日	
①一時預かり事業の概要	1. 0	オンライン
②一時預かり事業の保育内容	2. 0	オンライン
③一時預かり事業の運営	1. 0	オンライン
④一時預かり事業における保護者への対応	1. 5	オンライン
⑤見学実習オリエンテーション	0. 5	オンライン
⑥見学実習	2日	講義代替可能
選択科目・ファミリー・サポート・センター	6. 5	
①ファミリー・サポート・センターの概要	1. 0	オンライン
②ファミリー・サポート・センターの援助内容	2. 0	オンライン
③ファミリー・サポート・センターにおける保護者（依頼会員）への対応	1. 5	オンライン
④援助活動の実際	2. 0	オンライン
地域子育て支援コース		
利用者支援事業（基本型）	24. 0	
①地域資源の把握【事前学習】	8. 0	課題提出
②利用者支援事業の概要	1. 0	オンライン
③地域資源の概要	1. 0	オンライン
④利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理	1. 5	オンライン
⑤記録の取扱い	1. 0	オンライン
⑥事例分析Ⅰ（ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント）	1. 5	オンライン
⑦事例分析Ⅱ（社会資源の活用とコーディネーション）	1. 5	オンライン
⑧まとめ	0. 5	オンライン
⑨地域資源の見学	8. 0	見学実習
利用者支援事業（特定型）	5. 5	
①利用者支援事業の概要	1. 0	オンライン
②利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理	1. 0	オンライン
③保育資源の概要	1. 5	オンライン
④記録の取扱い	1. 0	オンライン
⑤まとめ	1. 0	オンライン
地域子育て支援拠点事業	6. 0	
①地域子育て支援拠点事業の全体像の理解	1. 0	オンライン
②利用者の理解	1. 0	オンライン
③地域子育て支援拠点の活動	1. 0	オンライン
④講習等の企画づくり	1. 0	オンライン
⑤事例検討	1. 0	オンライン
⑥地域資源の連携づくりと促進	1. 0	オンライン
放課後児童コース	9. 0	
①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	1. 5	オンライン
②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等	1. 5	オンライン
③子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達	1. 5	オンライン

	④子どもの生活と遊びの理解と支援	1. 5	オンライン
	⑤子どもの生活面における対応等	1. 5	オンライン
	⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理	1. 5	オンライン
	社会的養護コース	11. 0	
	①社会的養護の理解	1. 0	オンライン
	②子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理	1. 0	オンライン
	③社会的養護を必要とする子どもの理解	1. 5	オンライン
	④家族との連携	1. 0	オンライン
	⑤地域との連携	1. 0	オンライン
	⑥社会的養護を必要とする子どもの遊びの理解と実際	1. 5	オンライン
	⑦支援技術	1. 0	オンライン
	⑧緊急時の対応	1. 0	オンライン
	⑨施設等演習	2. 0	オンライン

(3) 定員等

① 必須

- ・基本研修： 実施する専門研修の定員に見合う人数
- ・専門研修 地域保育コース（地域型保育）：150名以上
- ・専門研修 地域子育て支援コース（利用者支援事業（基本型））：40名以上

② 選択可（専門研修）

- ・地域保育コース（一時預かり事業）、地域保育コース（ファミリー・サポート・センター）、地域子育て支援コース（利用者支援事業（特定型））、地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点事業）、放課後児童コース、社会的養護コース： 実施可能な人数

(4) 開催地・日程

道内において、受講者の利便性に配慮した会場、日程を選定することとする。

(5) 研修講師

講師は、各子育て支援関係事業の現状と課題などに精通した者で、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定すること。

なお、放課後児童コース及び社会的養護コースの講師要件は、留意事項通知に定められた要件を準用する。

(6) 研修の教材等

講師が選定する教材を使用するほか、受託者が作成した補足資料を使用することとする。

(7) 受講環境

受講者が受講しやすいよう、可能な限り長期間、受講可能とし、かつ、職場以外のデバイスからでも受講可能なものにする。

5 実施手続

(1) 受講者決定及び受講者確認

① 受講者決定

受講希望者が定員を超過した場合は、道との協議により受講者の選考及び決定を行うものとする。

② 受講者本人の確認

受講日当日、本人であることが確認できる証明書（住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書）の提示等により不正行為の防止対策を講じ、受講者の本人確認を行うものとする。

(2) 修了の認定・修了証書等の交付

受託者は、受講者から研修レポート等の提出を求め、内容を確認した上で、修了の認定を行い、別に定める様式により、修了証書を交付する。修了日は、原則、研修の最終日とし、受講者に対し、交付予定時期と修了日について予め通知することとする。

また、基本研修修了者から申請があった場合は、別に定める様式により、子育て支援員研修（基本研修）修了証明書を交付することとし、一部科目修了者からの申請があった場合は、別に定める様式により一部科目修了証書を交付する。

なお、これらの証書を交付するに当たっては、交付の日付、交付先、修了者氏名等を記載した名簿を作成し、委託業務の完了時に、道にこれを引き渡すこと。

6 その他

事業の実施にあたり、本要領に定める事項の他は、国要綱及び留意事項通知を準用する。

7 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、受講者等が負担するものとする。

8 事業者の選定

本研修の実施に当たっては、子育て支援分野の各事業に従事する上で必要な知識や技能等を勘案し、適切な内容で、かつ、受講しやすい実施体制とすることが必要である。

このため、落札金額のみによる選定ではなく、具体的な企画提案（研修科目の組み立てや講師の確保、研修の形態、開催日時等）を比較・検討することができ、総合的な審査・検討が可能な総合評価一般競争入札方式を採用する。

9 参加者の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ④ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑤ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- ⑥ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ⑦ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

10 委託期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までとする。